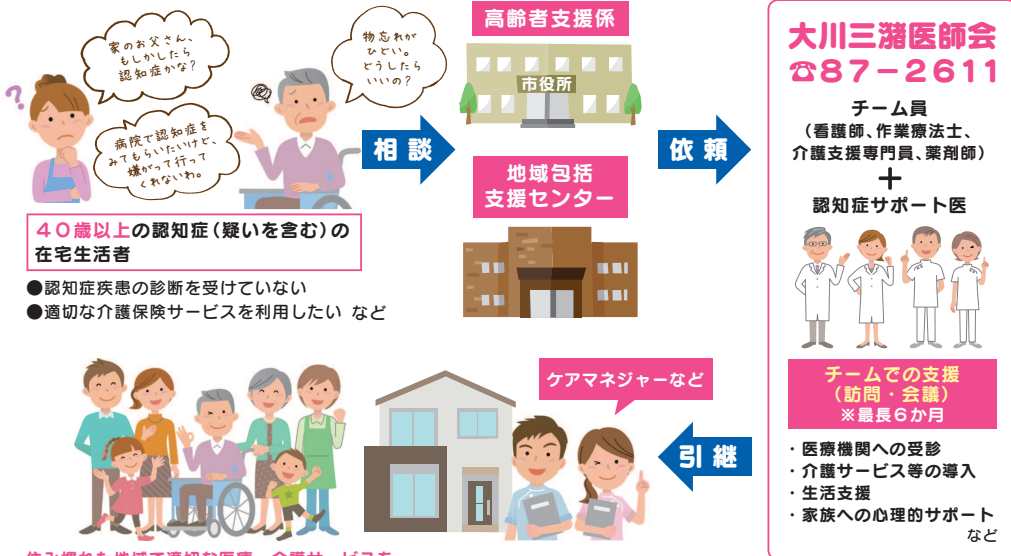


③認知症の初期対応、専門医療機関への受診などの支援

認知症初期集中支援チーム（おおかわオレンジチーム）

認知症初期集中支援チームは大川三瀬医師会に設置しています。認知症で対応方法に困っていたり、不安な状況にある在宅で生活されている方へ専門職がチームとなってサポートします。地域包括支援センターなどに相談後、チーム員2名で自宅を訪問し専門医療機関への受診支援など、在宅生活を継続できるように適切な支援を行います。



40歳以上の認知症（疑いを含む）の在宅生活者

- 認知症疾患の診断を受けていない
- 適切な介護保険サービスを利用したい など

住み慣れた地域で適切な医療・介護サービスを利用し安心して暮らす

相談・お問い合わせ：お住まい地域の地域包括支援センター（52頁参照）

④大切にしたいこと、これからの生活の希望などを自分自身で考え、家族や支援者等と一緒に考え共有しよう。（ACP=人生会議）

認知症と診断されたとき、家族や周囲の人も素直に受け入れられず、とまどったり混乱したりします。自分の考えを周りの人にきちんと理解してもらい、自分らしい生活を続けていくには、自分が「何を楽しみに生活していたか」、もし認知症になったとき「どこで暮らしたいか」、「財産を誰にどのように残したいか」など、自身の「想い」を書き留めておくと、周囲の人が対処しやすくなります。

大川市では「私のこれからノート（終活支援ノート）」を配布しています。

認知症に限らず豊かな人生の道しるべとして活用してください。

また、ノートの書き方をテーマにした出前講座も実施します。

お気軽にお問い合わせください。



ノート配布場所

- ・健康課高齢者支援係
- ・保健センター
- ・地域包括支援センター（市内3か所）
- ・大川市内の診療所、医療機関

お問い合わせ

健康課高齢者支援係 ☎85-5524

⑤権利をまもる・資産管理を頼みたい

「成年後見制度」ってどんな制度？

物事を判断する能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。



☑こんなときに利用できます

- 自分ひとりではお金の管理が難しい。
- 介護サービスを利用するのに、ひとりで契約する自信がない。
- 契約の内容をよく理解できずに、高額な商品を勧められるがまま購入してしまう。
- 親亡き後、知的障がいをもつ息子の将来が心配。
- 将来認知症になったときに、家の管理など自分で出来ないことを信頼できる親族に任せたい。

法定後見制度

申立先：家庭裁判所

費用：2～3万円程度（※別途医師の鑑定費用が必要な場合あり）

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の利益を考へながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができる制度です。

任意後見制度

手続き先：公証役場 公正証書作成手数料等：2万円程度

判断能力が十分なうちに、将来のためにあらかじめ「支援する人」「支援の内容」を決めておく制度です。将来望みどおりの支援を受けることができます。

※法廷後見制度も任意後見制度も、後見人等への報酬が毎月必要となります。

☑後見人等の役割と後見人等ができないこと

【役割・財産管理】

- 通帳や権利証などの管理
- 年金等収入の受領
- 金融機関との取引
- 収支の管理など

【役割・身上保護】

- 入院の契約に関すること
- 介護の契約に関すること
- 施設入退所に関すること
- 本人の居住に関することなど

【できないこと】

- 結婚・離婚、養子縁組、認知、遺言などの意思表示
- 身元保証人になること
- 医療行為の同意
- 掃除・洗濯、介護や看護など

【相談・連絡先】大川市内の地域包括支援センター（52頁）

要注意！あなたを狙う悪徳商法

悪質な訪問販売や電話勧誘、契約トラブルなどの相談を受け付け、解決のための助言などを行います。困ったときには、まず相談しましょう。

【消費者ホットライン】

☎0570-064-370

【福岡県消費生活センター】

☎092-632-0999